

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月公告第21号）の一部を次のように改正し、2023年3月18日から施行する。ただし、第72条の2の改正規定については、2023年3月18日乗車となるものから適用する。

改正前 (前略)	改正後 (前略)
<p>(旅客運賃・料金の種類)</p> <p><b>第41条</b> 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 旅客運賃</p> <p>イ 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃 往復普通旅客運賃 連続普通旅客運賃</p> <p>ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃 通学定期旅客運賃</p> <p>ハ 団体旅客運賃</p> <p>(2) 急行料金 { 指定席特急料金 立席特急料金 自由席特急料金 特定特急料金 普通急行料金</p> <p>(3) 特別車両料金 { 特別車両料金(A) 特別車両料金(B)</p> <p>(4) 座席指定料金</p>	<p>(旅客運賃・料金の種類)</p> <p><b>第41条</b> 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 旅客運賃</p> <p>イ 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃 往復普通旅客運賃 連続普通旅客運賃</p> <p>ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃 通学定期旅客運賃</p> <p>ハ 団体旅客運賃</p> <p>(2) 急行料金 { 指定席特急料金 立席特急料金 自由席特急料金 特定特急料金 普通急行料金</p> <p>(3) 特別車両料金 { 特別車両料金(A) 特別車両料金(B)</p> <p>(4) 座席指定料金</p> <p style="text-align: center;"><u>(鉄道駅バリアフリー料金の取扱い)</u></p> <p><b>第41条の2</b> <u>この規則に規定する旅客運賃については、旅客会社線区間にあつては旅客規則に定める鉄道駅バリアフリー料金を、連絡会社線区間にあつては連絡会社が別に定める鉄道駅バリアフリー料金をそれぞれ含むものとして取り扱う。</u></p>

改正前	改正後
<p>(中略)</p> <p>(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、富士山麓電気鉄道株式会社線、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)</p> <p><b>第 72 条の 2</b> 第 37 条及び第 38 条の規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、富士山麓電気鉄道株式会社線各駅、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるとき座席指定料金は、第 71 条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大人座席指定料金</p> <p>旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円 (<del>伊豆急行株式会社線区間にあつては座席指定料金 110 円</del>、富士山麓電気鉄道株式会社線区間にあつては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線区間にあつては座席指定料金 250 円) を併算した額</p>	<p>(中略)</p> <p>(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、富士山麓電気鉄道株式会社線、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)</p> <p><b>第 72 条の 2</b> 第 37 条及び第 38 条の規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、富士山麓電気鉄道株式会社線各駅、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるとき座席指定料金は、第 71 条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大人座席指定料金</p> <p>旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と <u>伊豆急行株式会社線区間</u>、井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円 (富士山麓電気鉄道株式会社線区間にあつては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線区間にあつては座席指定料金 250 円) を併算した額</p>
<p>(中略)</p> <p>(乗車変更等の取扱箇所)</p> <p><b>第 87 条の 2</b> 乗車変更その他この章及び次章に規定する取扱いは、別に定める場合を除き、原乗車券類等にかかわる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅又は車船内において行う。ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅(原乗車券類等にかかわる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅に限る。)において取り扱う。</p>	<p>(中略)</p> <p>(乗車変更等の取扱箇所)</p> <p><b>第 87 条の 2</b> 乗車変更その他この章及び次章に規定する取扱いは、別に定める場合を除き、原乗車券類等にかかわる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅又は車船内において行う。ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅(原乗車券類等にかかわる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅に限る。)において取り扱う。</p> <p><u>(乗車変更等における鉄道駅バリアフリー料金の取扱い)</u></p> <p><b>第 87 条の 3</b> <u>乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて旅客運賃の払い</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(準用規定)</p> <p><b>第96条</b> 旅客規則第 <u>237条の2</u> から第240条まで、第243条、第244条、第245条から第247条まで及び第250条の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p><u>第237条の2</u> 手数料の收受</p> <p>第238条 払いもどし請求権行使の期限</p> <p>第239条 旅客運賃・料金の払いもどしをする場合の限度額</p> <p>第240条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合の既収額</p> <p>第243条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限</p> <p>第244条 指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等</p> <p>第245条 継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止</p> <p>第246条 乗車変更の取扱をした場合の乗車券類の有効期間</p> <p>第247条 別途乗車</p> <p>第250条 特定区間等の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更の場合の旅客運賃の計算方</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(準用規定)</p> <p><b>第96条</b> 旅客規則第 <u>237条の3</u> から第240条まで、第243条、第244条、第245条から第247条まで及び第250条の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p><u>第237条の3</u> 手数料の收受</p> <p>第238条 払いもどし請求権行使の期限</p> <p>第239条 旅客運賃・料金の払いもどしをする場合の限度額</p> <p>第240条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合の既収額</p> <p>第243条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限</p> <p>第244条 指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等</p> <p>第245条 継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止</p> <p>第246条 乗車変更の取扱をした場合の乗車券類の有効期間</p> <p>第247条 別途乗車</p> <p>第250条 特定区間等の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更の場合の旅客運賃の計算方</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>